

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年2月20日提出
【計算期間】	第1期（自 平成23年7月11日 至 平成23年11月21日）
【ファンド名】	明日の日本（ジャパンエクイティファンド）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 皆川 卓士
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 澤田 昌彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03－5533－4605
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

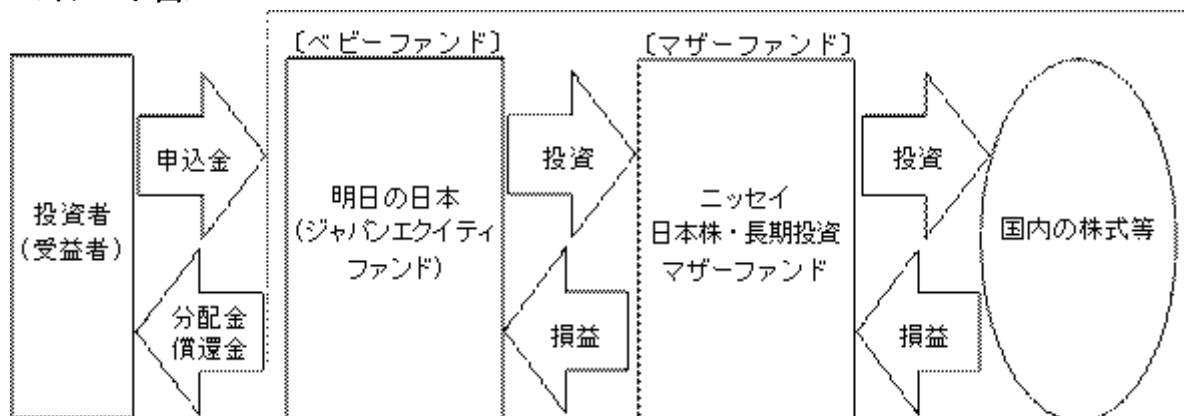
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの特色

◆日本企業の株式を主な投資対象とし、中長期的に株式市場全体の動きを上回る運用成果の獲得をめざします。

・TOPIX[※]（配当込み）を参考指標とし、ファンドの運用を行います。

※ TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

◆徹底した調査・分析に基づき、投資銘柄の選定を行います。

・徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチ[※]により、投資銘柄を選定します。
・アナリストチームが統一的な手法により長期業績予測を行い、各銘柄の投資魅力度を判断します。

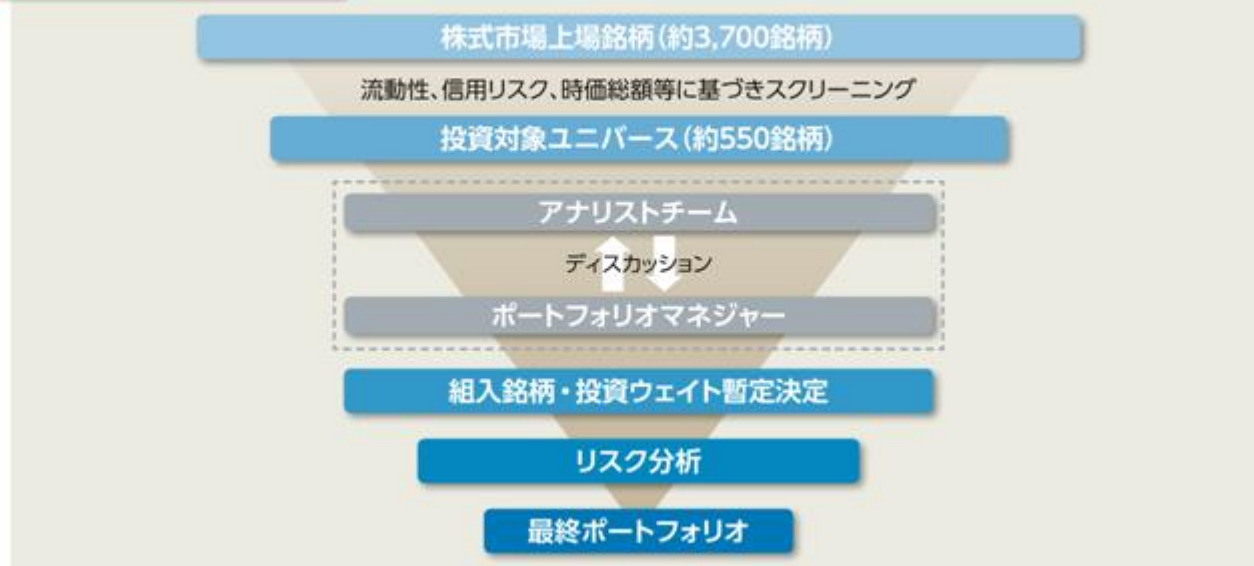
※ ボトムアップ・アプローチとは、企業訪問等を通じた個別企業の調査・分析に基づき投資価値を判断し、投資銘柄を選別する運用手法のことをいいます。

◆ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としたリスク分散を図ります。

・アナリストによる調査結果をポートフォリオマネジャーが業種横断的に分析、リスク分散を

図ったポートフォリオを構築します。

ファンドの運用プロセス



資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

④ 信託金の上限

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／国内／株式に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
--------	------	------------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日 本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北 米	ファミリー ファンド
	年4回	欧 州	
	年6回 (隔月)	アジア	
		オセアニア	
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	日 々	アフリカ	
	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
	目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

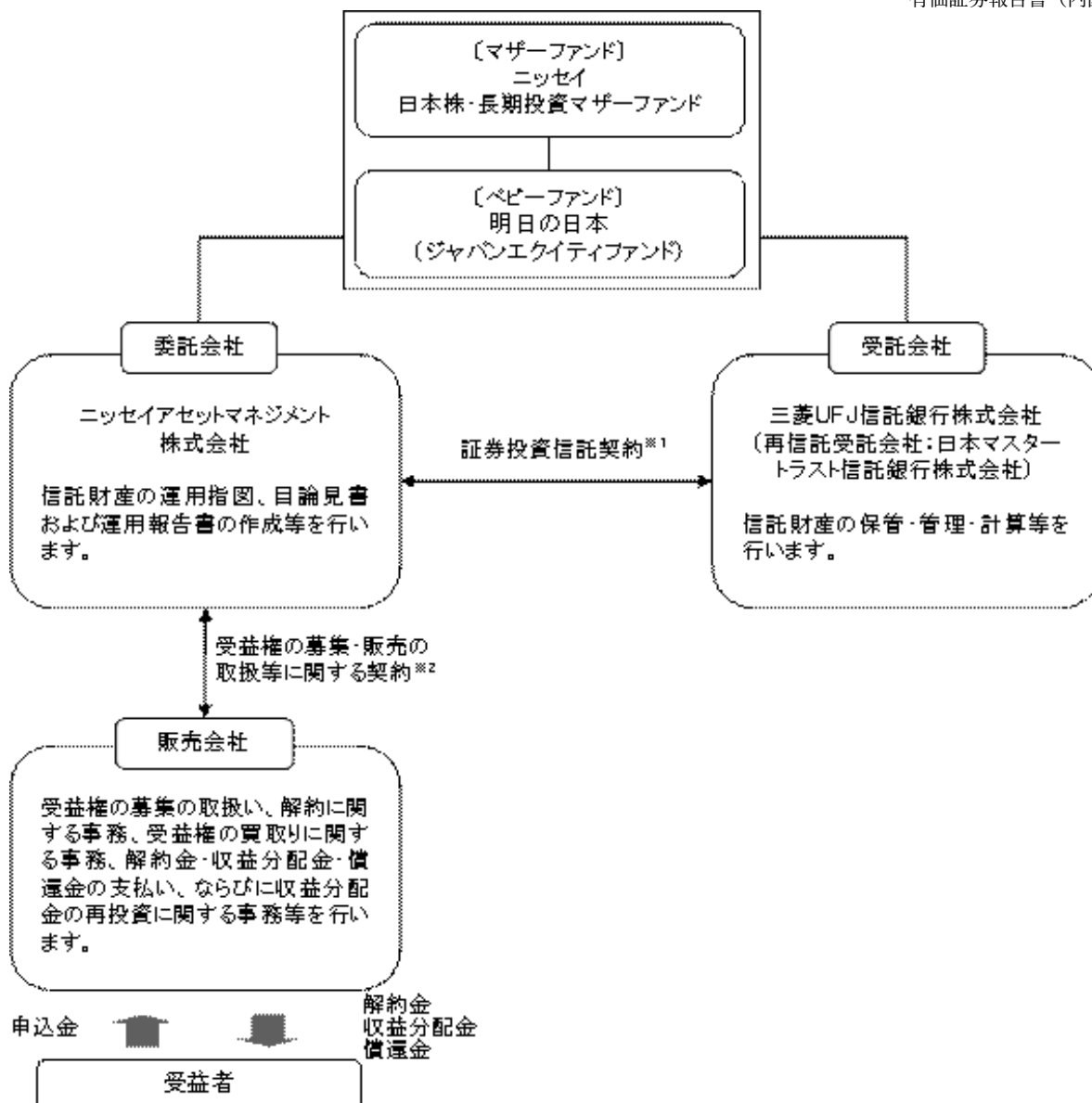
(2) 【ファンドの沿革】

平成23年5月27日 有価証券届出書提出

平成23年6月13日 申込受付開始

平成23年7月11日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】



※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（平成23年12月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 皆川 卓士
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 平成7年4月4日
7. 沿革

昭和60年7月1日

ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日

ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日

ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日

定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングスI・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① ニッセイ日本株・長期投資マザーファンドを通じて、実質的に国内の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式等に投資し、中長期的に市場を上回る投資成果を目指します。
- ② 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位に保ちます。
- ③ 株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ日本株・長期投資マザーファンド****（１）基本方針**

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法**a 投資対象**

国内の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 日本経済の発展を支え牽引する企業へ長期分散投資することにより、中長期的に市場を上回る投資成果が期待できる銘柄に投資します。
- ② 銘柄選択は幅広く企業訪問等を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、企業経営力・企業の競争優位性はもとより、成長性あるいはその持続継続性を特に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。
- ③ 個別企業分析・株価評価に際しては、アナリストチームが統一的な手法により徹底した企業調査・分析を行い、経営戦略の評価、業績予想および株価評価を行います。
- ④ ポートフォリオ構築に際しては、ポートフォリオマネジャーが成長の実現性、市場環境、流動性、株価指標等を分析・評価し、組入銘柄・組入比率の決定を行います。
- ⑤ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑥ 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ⑦ 株式以外への資産の投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

ニッセイ日本株・長期投資マザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

このファンドにおいて投資の対象とする資産（日本の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後

記「（５）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引
および ⑤ 金利先渡し取引」に定めるものに限り、

ハ、約束手形

ニ、金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

② 有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ日本株・長期投資マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、日本の通貨建表示のものに限り、）に投資します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、

13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

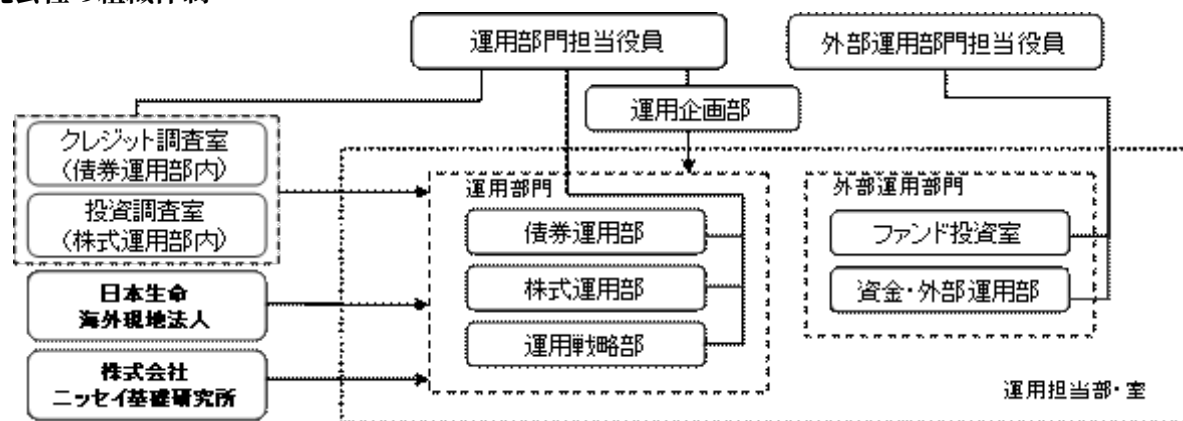
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の1. から4. までの掲げる金融商品により運用することができます。

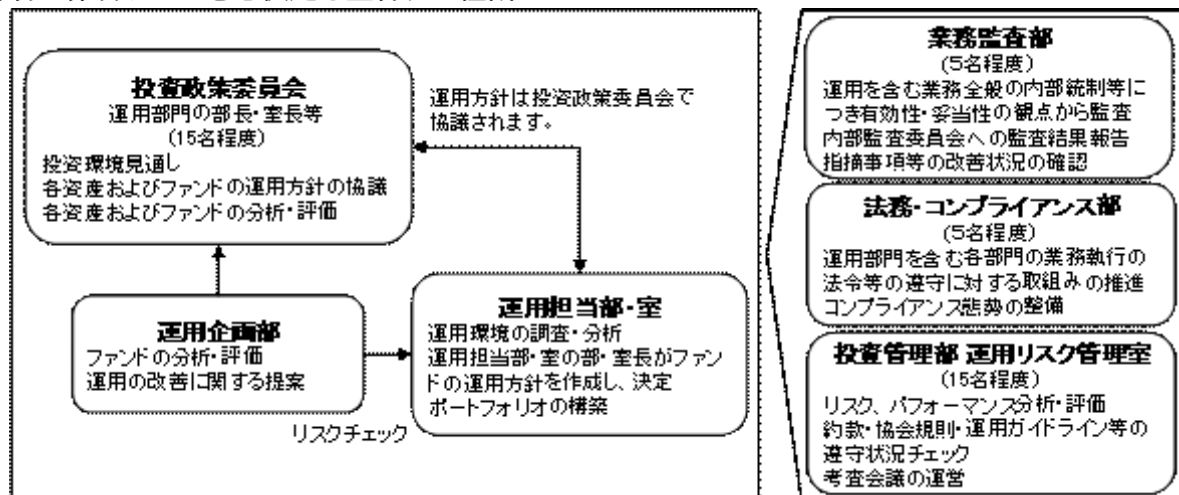
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ日本株・長期投資マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本株・長期投資マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- ② 分配時期

毎決算日とし、決算日は５・１１月の各２０日（年２回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

- ③ 支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

b 約款に定めるその他の投資制限

- ① 投資する株式等の範囲

- １．投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の金融商品取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する

株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所における国内の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における国内の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3. において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡し取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、金利先渡し取引を行うことができます。

2. 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲
1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
 3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- ⑦ 有価証券の空売り
1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧の規定により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
 2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- ⑧ 有価証券の借入れ
1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
 2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
 4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
- ⑨ 資金の借入れ
1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日にお

ける信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

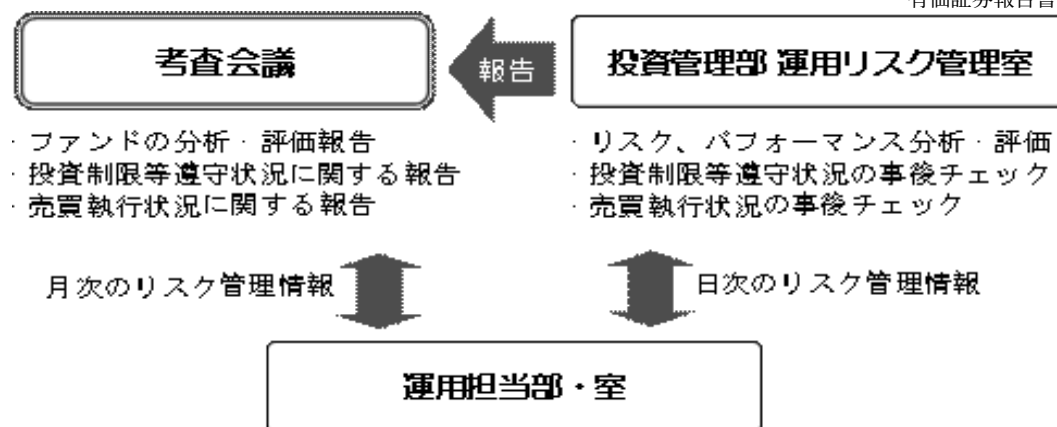
・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は平成23年10月末現在、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に5.0%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の基準価額（当初申込期間：１口当たり１円）に3.15%（税抜3.0%）※を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
- ※ 手数料率は変更となる場合があります。
- ② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前９時～午後５時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5225%（税抜1.45%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分

委託会社	年0.7350%	(税抜0.70%)
販売会社	年0.7350%	(税抜0.70%)
受託会社	年0.0525%	(税抜0.05%)

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00210% (税抜0.002%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315% (税抜0.003%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525% (税抜0.005%)
10億円以下 の部分	年 0.03150% (税抜0.030%)

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
- ※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成25年12月31日までは、

- ・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。
- ・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。

解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります[※]。

ただし、平成25年12月31日までは、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。

解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

○ 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。ただし、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）の軽減税率が適用されます。

益金不算入制度の適用があります。

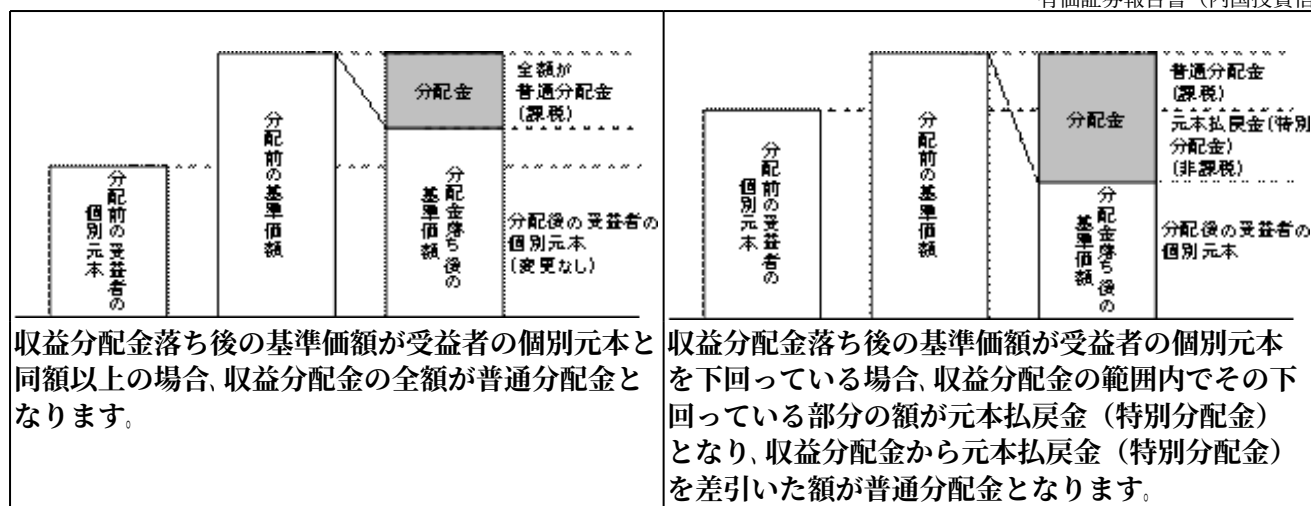
個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
 - ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
-------	--------------



○ 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成23年12月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,034,324,708	100.16
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△17,690,175	△0.16
純資産総額		11,016,634,533	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ日本株・長期投資 マザーファンド」

（平成23年12月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	10,970,592,300	94.52
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		636,148,070	5.48
純資産総額		11,606,740,370	100.00

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（注２）その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
東証株価指数先物（買建） （2012年3月限）	東京証券取引所	584,486,600	582,400,000	5.02

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年12月30日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	ニッセイ日本株・ 長期投資 マザー ファンド	親投資信 託受益証 券	18,887,923,157	5,724	10,811,476,096	5,842	11,034,324,708	100.16
投資比率：合計									100.16

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.16
合計		100.16

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ日本株・長期投資 マザーファンド」

（平成23年12月30日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （%）
						単価	金額	
1	日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	130,900	2,428 2,565	317,777,227 335,758,500	2.89
2	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1,003,300	323 327	324,065,900 328,079,100	2.83
3	日本	キヤノン	株式	電気機器	89,700	3,340 3,410	299,598,000 305,877,000	2.64
4	日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	64,900	3,845 3,935	249,531,500 255,381,500	2.20
5	日本	大気社	株式	建設業	144,500	1,741 1,647	251,574,500 237,991,500	2.05
6	日本	三菱商事	株式	卸売業	151,400	1,519 1,555	229,976,600 235,427,000	2.03
7	日本	青山商事	株式	小売業	162,700	1,255 1,446	204,259,303 235,264,200	2.03
8	日本	日立製作所	株式	電気機器	575,000	406 404	233,725,798 232,300,000	2.00
9	日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	46,500	4,860 4,900	225,990,000 227,850,000	1.96
10	日本	三井物産	株式	卸売業	171,500	1,146 1,197	196,539,000 205,285,500	1.77
11	日本	N T T ドコモ	株式	情報・通信業	1,425	136,700 141,500	194,797,500 201,637,500	1.74
12	日本	大塚ホールディングス	株式	医薬品	91,200	2,113 2,164	192,705,600 197,356,800	1.70
13	日本	ダイハツ工業	株式	輸送用機器	143,000	1,310 1,374	187,330,000 196,482,000	1.69
14	日本	東京ガス	株式	電気・ガス業	545,000	332 354	180,940,000 192,930,000	1.66
15	日本	新生銀行	株式	銀行業	2,392,000	81 80	193,535,181 191,360,000	1.65
16	日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	83,200	2,053 2,144	170,809,600 178,380,800	1.54
17	日本	ヤマトホールディングス	株式	陸運業	136,700	1,265 1,297	172,890,687 177,299,900	1.53
18	日本	オンワードホールディングス	株式	繊維製品	310,000	569 565	176,390,000 175,150,000	1.51
19	日本	荏原製作所	株式	機械	659,000	256 265	168,704,000 174,635,000	1.50
20	日本	フジ・メディア・ホールディングス	株式	情報・通信業	1,492	107,800 116,700	160,837,600 174,116,400	1.50
21	日本	リンナイ	株式	金属製品	30,700	5,940 5,510	182,358,000 169,157,000	1.46
22	日本	全日本空輸	株式	空運業	745,000	228 215	169,860,000 160,175,000	1.38
23	日本	日産自動車	株式	輸送用機器	222,800	653 692	145,488,400 154,177,600	1.33
24	日本	国際石油開発帝石	株式	鉱業	316	475,500 485,000	150,258,000 153,260,000	1.32
25	日本	りそなホールディングス	株式	銀行業	450,600	335 339	150,951,000 152,753,400	1.32

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （%）
						単価	金額	
26	日本	住友化学	株式	化学	540,000	271 281	146,408,201 151,740,000	1.31
27	日本	J. フロント リテイリ ング	株式	小売業	405,000	332 372	134,460,000 150,660,000	1.30
28	日本	東京海上ホールディング ス	株式	保険業	87,800	1,776 1,705	155,932,800 149,699,000	1.29
29	日本	ベネッセホールディング ス	株式	サービス業	40,100	3,545 3,725	142,154,500 149,372,500	1.29
30	日本	ドン・キホーテ	株式	小売業	55,700	2,721 2,641	151,559,700 147,103,700	1.27
投資比率：合計								51.69

（注１）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	電気機器	14.32
	銀行業	10.01
	輸送用機器	7.93
	情報・通信業	6.56
	小売業	6.53
	機械	6.04
	化学	4.88
	医薬品	4.80
	卸売業	4.64
	陸運業	3.49
	保険業	3.01
	食料品	2.94
	建設業	2.05
	鉄鋼	1.98
	不動産業	1.80
	サービス業	1.78
	電気・ガス業	1.66
	繊維製品	1.51
	金属製品	1.46
	空運業	1.38
	鉱業	1.32
	精密機器	1.07
	石油・石炭製品	1.04
	非鉄金属	0.81
	その他製品	0.79
	倉庫・運輸関連業	0.50
	海運業	0.22
	合計	94.52

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ日本株・長期投資 マザーファンド」

（平成23年12月30日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （%）
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 （2012年3月限）	買建	80	584,486,600	582,400,000	5.02

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注2）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成23年12月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1期末	（平成23年11月21日）	分配付：	10,657,639,458	分配付：	8,331
		分配落：	10,657,639,458	分配落：	8,331
	平成23年7月末日		12,005,373,304		9,726
	8月末日		11,194,088,914		8,823
	9月末日		11,316,993,622		8,794
	10月末日		11,254,294,390		8,812
	11月末日		10,856,838,557		8,472
	平成23年12月30日		11,016,634,533		8,491

② 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1期	（平成23年11月21日）	0円

③ 【収益率の推移】

		収益率
第1期	自平成23年7月11日 至平成23年11月21日	△16.69%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当期末分配付基準価額－設定時の基準価額（10,000円））÷設定時の基準価額（10,000

円) ×100

（４）【設定及び解約の実績】

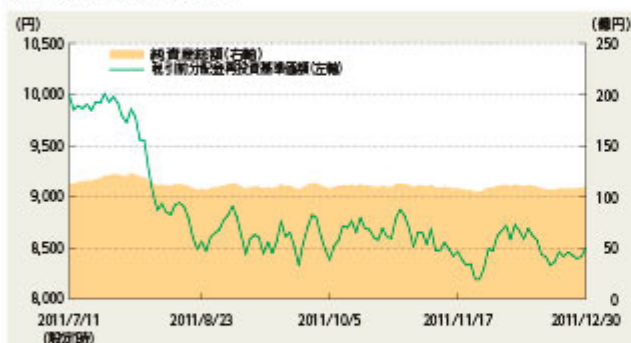
		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	自平成23年7月11日 至平成23年11月21日	13,127,308,782	334,884,141	12,792,424,641

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2011年12月末現在

●基準価額・純資産の推移



- 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- 税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●基準価額および純資産総額

基準価額	8,491円
純資産総額	110億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

第1期	2011年11月21日	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

●組入上位業種(マザーファンド)

	業種	比率
1	電気機器	15.2%
2	銀行業	10.6%
3	輸送用機器	8.4%
4	情報・通信業	6.9%
5	小売業	6.9%
6	機械	6.4%
7	化学	5.2%
8	医薬品	5.1%
9	卸売業	4.9%
10	陸運業	3.7%

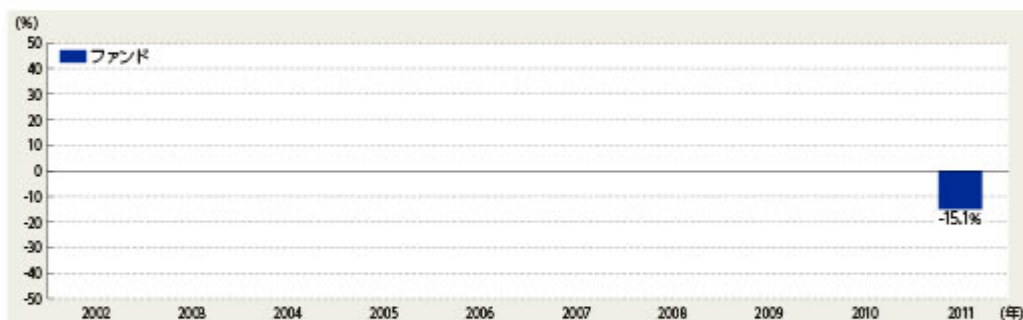
- 比率は対組入株式評価額比です。

●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	比率
1	トヨタ自動車	3.1%
2	三菱UFJフィナンシャルG	3.0%
3	キャノン	2.8%
4	日本電信電話	2.3%
5	大気社	2.2%
6	三菱商事	2.1%
7	岡山商事	2.1%
8	日立	2.1%
9	東日本旅客鉄道	2.1%
10	三井物産	1.9%

- 比率は対組入株式評価額比です。

●年間収益率の推移



- ファンドにはベンチマークはありません。
- ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- 2011年はファンド設定時から上記作成基準日までの収益率です。

① ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
② 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

当初申込期間においては、原則として毎営業日に各販売会社の定める時間まで申込みの受付けを行います。

継続申込期間においては、原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額（当初申込期間：1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）[※]を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込

手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。

それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せ

ください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成23年7月11日から平成33年5月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年7月11日から平成23年11月21日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 受益権の口数が10億口を下回っている場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
 4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権
- 前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「① 繰上償還 2.」または「② 約款の変更等 2.」に規定する書面に付記します。
- ④ 公告
- 電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。
- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 運用報告書の作成
- 委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ⑥ 信託事務処理の再信託
- 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- ⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き
- 委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

(7) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ① 他の受益者の氏名または名称および住所
- ② 他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成23年7月11日から平成23年11月21日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

明日の日本（ジャパンエクイティファンド）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （平成23年11月21日現在）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	10,719,836,931
未収入金	33,130,493
流動資産合計	10,752,967,424
資産合計	10,752,967,424
負債の部	
流動負債	
未払解約金	33,130,493
未払受託者報酬	2,135,844
未払委託者報酬	59,804,556
その他未払費用	257,073
流動負債合計	95,327,966
負債合計	95,327,966
純資産の部	
元本等	
元本	12,792,424,641
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,134,785,183
純資産合計	10,657,639,458
負債純資産合計	10,752,967,424

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自平成23年7月11日 至平成23年11月21日）
営業収益	
有価証券売買等損益	△2,028,901,168
営業収益合計	△2,028,901,168
営業費用	
受託者報酬	2,135,844
委託者報酬	59,804,556
その他費用	257,073
営業費用合計	62,197,473
営業利益又は営業損失（△）	△2,091,098,641
経常利益又は経常損失（△）	△2,091,098,641
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,091,098,641
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△45,351,402
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,929,297
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,795,736
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	133,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,967,241
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,967,241
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,134,785,183

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成23年7月11日 至平成23年11月21日)
1. 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月21日から11月20日まで及び11月21日から翌年5月20日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日及び当計算期間末日が休業日のため、平成23年7月11日から平成23年11月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成23年11月21日現在)
1. 当該計算期間の末日における 受益権総数	12,792,424,641口
2. 投資信託財産の計算に関する 規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	2,134,785,183円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8331円 (8,331円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成23年7月11日 至平成23年11月21日)
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(35,171,116円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額97,368,589円を含みます。)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,613,134円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は36,784,250円(1口当たり0.002875円)ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第1期 (自平成23年7月11日 至平成23年11月21日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成23年11月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	1. 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成23年7月11日 至平成23年11月21日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成23年11月21日現在)
期首元本額	11,351,257,877円
期中追加設定元本額	1,776,050,905円
期中一部解約元本額	334,884,141円

2 有価証券関係

第1期（平成23年11月21日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,984,905,989
合計	△1,984,905,989

3 デリバティブ取引関係

第1期（平成23年11月21日現在）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ日本株・長期投資 マザーファンド	18,731,149,627	10,719,836,931	
合計		18,731,149,627	10,719,836,931	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

開示対象ファンド（明日の日本（ジャパンエクイティファンド））は、「ニッセイ日本株・長期投資マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ日本株・長期投資マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年11月21日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	216,816,906
株式	10,996,936,700
未収入金	87,549,329
未収配当金	94,230,260
前払金	7,910,000
差入委託証拠金	7,980,000
流動資産合計	11,411,423,195
資産合計	11,411,423,195
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,841,735
未払金	90,493,999
未払解約金	33,130,493
流動負債合計	129,466,227
負債合計	129,466,227
純資産の部	
元本等	
元本	19,713,804,837
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△8,431,847,869
純資産合計	11,281,956,968
負債純資産合計	11,411,423,195

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成23年7月11日 至平成23年11月21日）
----	-------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日の最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	（1）受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。 （2）派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成23年11月21日現在）
1. 計算日における受益権総数	19,713,804,837口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 元本の欠損	8,431,847,869円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5723円 (5,723円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

（自平成23年7月11日 至平成23年11月21日）
1. 金融商品に対する取組方針 当マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びそのリスク 当マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは株価変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年11月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	1. 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

(自平成23年7月11日 至平成23年11月21日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成23年11月21日現在)
同計算期間の期首元本額	982,655,210円
同計算期間中の追加設定元本額	19,219,499,498円
同計算期間中の一部解約元本額	488,349,871円
同計算期間末日の元本額※	19,713,804,837円
※上記元本額の内訳	

ニッセイ日本株・長期投資ファンド（適格機関投資家限定）	982,655,210円
明日の日本（ジャパンエクイティファンド）	18,731,149,627円
合計	19,713,804,837円

2 有価証券関係

（平成23年11月21日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△1,855,599,066
合計	△1,855,599,066

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年5月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（平成23年11月21日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	170,981,735	—	165,140,000	△5,841,735
合計		170,981,735	—	165,140,000	△5,841,735

（注1）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年5月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（3）附属明細表（平成23年11月21日現在）

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
国際石油開発帝石	324	475,500	154,062,000	
大気社	148,500	1,741	258,538,500	
ヤクルト本社	38,200	2,411	92,100,200	
日本ハム	118,000	968	114,224,000	
味の素	68,000	915	62,220,000	
キューピー	53,100	1,084	57,560,400	
J T	59	376,000	22,184,000	
DCMホールディングス	183,800	597	109,728,600	
J. フロント リテイリング	413,000	332	137,116,000	
サークルKサンクス	50,000	1,251	62,550,000	

クラレ	13,900	1,066	14,817,400	
旭化成	142,000	442	62,764,000	
住友化学	394,000	261	102,834,000	
協和発酵キリン	199,000	918	182,682,000	
三菱ガス化学	141,000	456	64,296,000	
三井化学	610,000	232	141,520,000	
三菱ケミカルホールディングス	114,000	418	47,652,000	
ダイセル化学工業	189,000	401	75,789,000	
野村総合研究所	46,700	1,724	80,510,800	
中外製薬	94,200	1,186	111,721,200	
ツムラ	18,900	2,106	39,803,400	
大塚ホールディングス	93,600	2,113	197,776,800	
フジ・メディア・ホールディングス	1,527	107,800	164,610,600	
楽天	703	82,900	58,278,700	
J Xホールディングス	264,700	463	122,556,100	
新日本製鐵	469,000	171	80,199,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	48,500	1,246	60,431,000	
大同特殊鋼	166,000	465	77,190,000	
DOWAホールディングス	195,000	501	97,695,000	
住友電気工業	32,400	762	24,688,800	
リンナイ	31,300	5,940	185,922,000	
ディスコ	17,800	3,770	67,106,000	
コマツ	45,400	1,915	86,941,000	
クボタ	207,000	655	135,585,000	
荏原製作所	709,000	256	181,504,000	
日立製作所	335,000	408	136,680,000	
三菱電機	151,000	704	106,304,000	
富士電機	504,000	219	110,376,000	
日本電産	11,800	6,600	77,880,000	
オムロン	29,300	1,660	48,638,000	
富士通	233,000	388	90,404,000	
パイオニア	415,200	336	139,507,200	
日本光電	15,000	1,817	27,255,000	
シスメックス	12,800	2,728	34,918,400	
カシオ計算機	232,100	436	101,195,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ファナック	11,000	12,180	133,980,000	
村田製作所	29,600	4,155	122,988,000	
三菱重工業	431,000	318	137,058,000	
日産自動車	308,500	653	201,450,500	
トヨタ自動車	112,800	2,385	269,028,000	
アイシン精機	57,600	2,134	122,918,400	
マツダ	1,165,000	130	151,450,000	
ダイハツ工業	146,000	1,310	191,260,000	
ホンダ	44,700	2,153	96,239,100	
ドン・キホーテ	56,800	2,721	154,552,800	
サイゼリヤ	42,600	1,308	55,720,800	
大日本スクリーン製造	184,000	550	101,200,000	
HOYA	76,500	1,580	120,870,000	
キヤノン	91,400	3,340	305,276,000	
リコー	169,000	631	106,639,000	

ピジョン	12,100	2,980	36,058,000	
任天堂	5,200	11,600	60,320,000	
丸紅	213,000	443	94,359,000	
オンワードホールディングス	310,000	569	176,390,000	
三井物産	175,200	1,146	200,779,200	
東京エレクトロン	13,400	3,920	52,528,000	
三菱商事	154,200	1,519	234,229,800	
ユニ・チャーム	22,300	3,705	82,621,500	
青山商事	104,200	1,221	127,228,200	
しまむら	3,500	7,370	25,795,000	
新生銀行	1,383,000	82	113,406,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,023,800	323	330,687,400	
りそなホールディングス	461,200	335	154,502,000	
三井住友フィナンシャルグループ	85,000	2,053	174,505,000	
千葉銀行	295,000	508	149,860,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	345,000	308	106,260,000	
スルガ銀行	164,000	718	117,752,000	
みずほフィナンシャルグループ	349,900	100	34,990,000	
第一生命保険	1,582	77,500	122,605,000	
東京海上ホールディングス	89,400	1,776	158,774,400	
T&Dホールディングス	118,600	681	80,766,600	
三菱地所	75,000	1,249	93,675,000	
住友不動産	93,000	1,461	135,873,000	
東日本旅客鉄道	47,500	4,860	230,850,000	
ヤマトホールディングス	45,600	1,275	58,140,000	
商船三井	88,000	228	20,064,000	
全日本空輸	766,000	228	174,648,000	
近鉄エクスプレス	26,200	2,307	60,443,400	
日本電信電話	54,900	3,835	210,541,500	
NTTドコモ	1,460	136,700	199,582,000	
東京ガス	557,000	332	184,924,000	
NTTデータ	209	239,600	50,076,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ベネッセホールディングス	40,800	3,545	144,636,000	
ソフトバンク	46,200	2,600	120,120,000	
合計	17,354,764	—	10,996,936,700	

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他計算資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年12月30日現在）

I 資産総額	11,040,562,848 円
II 負債総額	23,928,315 円
III 純資産総額（I－II）	11,016,634,533 円
IV 発行済数量	12,975,017,046 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV×10000）	8,491 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成23年12月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	154	17,799
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	13
単位型公社債投資信託	0	0

合計	155	17,813
----	-----	--------

○ 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第15期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表及び第16期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第17期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)				
		第15期	第16期	
		(平成22年 3月31日現在)	(平成23年 3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		7,338,891		6,270,894
有価証券		7,509,155		11,023,094
前払費用	※1	167,143	※1	195,613
未収委託者報酬		1,639,083		1,751,247
未収運用受託報酬	※1	621,865	※1	656,202
未収投資助言報酬	※1	176,080	※1	171,421
未収収益		26,952		-
未収金		9,402		-
貯蔵品		13,545		-
繰延税金資産		253,992		295,260
その他		68		64,039
流動資産合計		17,756,180		20,427,773
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	158,855	※2	133,329
車両		-	※2	5,095
器具備品	※2	163,773	※2	179,790

有形固定資産合計	322,629	318,215
無形固定資産		
電信加入権	292	-
電話加入権	7,942	-
ソフトウェア	1,516,892	1,372,451
ソフトウェア仮勘定	49,810	51,575
その他	-	8,203
無形固定資産合計	1,574,938	1,432,230
投資その他の資産		
投資有価証券	18,457,108	16,986,491
差入保証金	- ※1	284,824
長期差入保証金	※1 282,326	-
預託金	458	-
繰延税金資産	665,854	500,589
その他	-	17
投資その他の資産合計	19,405,748	17,771,923
固定資産合計	21,303,315	19,522,370
資産合計	39,059,496	39,950,144
負債の部		
流動負債		
預り金	29,359	28,412
未払収益分配金	5,024	4,324
未払償還金	159,114	151,440
未払手数料	※1 565,051	※1 683,709
未払運用委託報酬	438,086	391,985
未払投資助言報酬	100,080	106,084
その他未払金	※1 170,412	※1 187,916
未払費用	※1 53,471	※1 119,099
未払法人税等	71,382	145,709
未払消費税等	22,816	-
賞与引当金	502,405	552,829
その他	12,777	42,559
流動負債合計	2,129,982	2,414,070
固定負債		
退職給付引当金	537,616	644,223
役員退職慰労引当金	12,962	11,275
その他	- ※1	66,068
固定負債合計	550,578	721,566
負債合計	2,680,560	3,135,637
純資産の部		
株主資本		

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	17,323,750	17,625,364
利益剰余金合計	18,003,557	18,305,171
株主資本合計	36,285,397	36,587,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	93,537	227,494
評価・換算差額等合計	93,537	227,494
純資産合計	36,378,935	36,814,506
負債・純資産合計	39,059,496	39,950,144

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,527,251	11,004,207
運用受託報酬	3,551,530	3,873,347
投資助言報酬	780,375	751,384
業務受託料	-	47,100
その他営業収益	47,100	-
営業収益計	15,906,257	15,676,039
営業費用		
支払手数料	4,836,212	4,548,772
広告宣伝費	20,846	110,792
公告費	-	466
受益証券発行費	6,873	-
調査費	2,876,269	2,708,450
支払運用委託報酬	1,628,406	1,442,927
支払投資助言報酬	409,100	448,879
委託調査費	-	20,521
調査費	838,762	796,121
委託計算費	106,973	104,902
営業雑経費	454,818	543,623
通信費	58,544	57,003
印刷費	177,070	175,972

協会費		17,981		17,084
販売事務費		24,802		-
その他営業雑経費		176,419		293,563
営業費用計		8,301,993		8,017,006
一般管理費				
役員報酬	※1	60,906	※1	62,167
給料・手当		3,003,448		2,985,814
賞与引当金繰入額		489,537		547,443
賞与		240,551		256,821
福利厚生費		501,440		550,141
海外派遣関係費		89,982		-
退職給付費用		109,004		163,211
退職給付負担金		64,509		-
役員退職慰労引当金繰入額		4,600		5,550
役員退職慰労金		-		637
その他人件費		6,257		135,147
不動産賃借料		662,795		635,759
その他不動産経費		-		38,835
交際費		17,004		14,220
旅費交通費		69,949		87,941
固定資産減価償却費		604,130		627,055
租税公課		79,700		77,387
業務委託費		156,825		183,393
器具備品賃借料		4,057		-
器具備品費		152,994		178,045
保守料		-		92,961
保険料		-		63,246
寄付金		-		820
諸経費		252,151		39,883
一般管理費計		6,569,846		6,746,486
営業利益		1,034,417		912,546
営業外収益				
受取利息		7,927		3,284
有価証券利息		127,716		107,994
受取配当金		88,280		102,558
雑収入		14,354		-
その他営業外収益		-		22,945
営業外収益計		238,280		236,783
営業外費用				
為替差損		1,142		9,852
雑損失		6,007		-
その他営業外費用		-		15,292
営業外費用計		7,150		25,144
経常利益		1,265,547		1,124,185
特別利益				
投資有価証券売却益		123,026		35,991
投資有価証券償還益		32,782		351

事故受取保険金	-	※3	5,462
前期支払投資助言報酬戻入益	25,605	-	
前期支払運用委託報酬戻入益	31,404	-	
役員退職慰労引当金戻入益	583	-	
特別利益計	213,401		41,804
特別損失			
投資有価証券売却損	424,493		17,676
投資有価証券償還損	54,263		355,993
投資有価証券評価損	118,045		5,706
固定資産除却損	※4	3,290	※4
事故損失賠償金	※2	478	※2
その他特別損失		230	-
特別損失計	600,801		418,482
税引前当期純利益	878,147		747,507
法人税、住民税及び事業税	337,932		272,647
過年度法人税等	27,704		-
法人税等還付額	△35,406		-
法人税等調整額	43,138		37,686
法人税等合計	373,369		310,333
当期純利益	504,778		437,174

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
前期末残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	139,807	139,807

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
前期末残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
前期末残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,954,532	17,323,750
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△ 135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	17,323,750	17,625,364
利益剰余金合計		
前期末残高	17,634,339	18,003,557
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△ 135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	18,003,557	18,305,171
株主資本合計		
前期末残高	35,916,179	36,285,397
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△ 135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	36,285,397	36,587,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,394,911	93,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,488,449	133,956

当期末残高	93,537	227,494
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,394,911	93,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,488,449	133,956
当期末残高	93,537	227,494
純資産合計		
前期末残高	34,521,267	36,378,935
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△ 135,560
当期純利益	504,778	437,174
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,857,668	435,570
当期末残高	36,378,935	36,814,506

(重要な会計方針)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定）に によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっており ます。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類 する組合への出資（金融商品取引法第2 条第2項により有価証券とみなされるも の）については、組合契約に規定される決 算報告日に応じて入手可能な最近の財務 諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り 込む方法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。	① 有形固定資産 定率法によっております。主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 同左 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 同左
---	---

第15期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第16期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上していません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 5. リース取引の処理方法 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	② 退職給付引当金 同左 ③ 役員退職慰労引当金 同左 5. リース取引の処理方法 同左

6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左
-------------------------------------	--------------------------

(表示方法の変更)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(貸借対照表) —	(貸借対照表) 重要性の観点等から、表示方法を次のように変更することに致しました。 ・前期まで区分掲記していた「未収収益」「未収金」「貯蔵品」は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「電信加入権」「電話加入権」は、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。 ・前期まで「長期差入保証金」として表示していたものは、「差入保証金」として表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「預託金」は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「未払消費税等」は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

(損益計算書) 前期において「退職給付引当金繰入額」として表示していたものは、「退職給付費用」として表示しております。	(損益計算書) 重要性の観点等から、表示方法を次のように変更することに致しました。 ・前期まで「その他営業収益」として表示していたものは、「業務受託料」として表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「受益証券発行費」「販売事務費」は、「その他営業雑経費」に含めて表示しております。 ・前期まで「調査費」に含めて表示していた「委託調査費」は、区分掲記しております。 ・前期まで区分掲記していた「海外派遣関係費」は、「その他人件費」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「退職給付負担金」は、「退職給付費用」に含めて表示しております。 ・前期まで「諸経費」に含めて表示していた「役員退職慰労金」「保守料」「保険料」は、区分掲記しております。尚、前期における「役員退職慰労金」「保守料」「保険料」のそれぞれの金額は、1,491千円、93,768千円、63,571千円であります。 ・前期まで「不動産賃借料」に含めて表示していた「その他不動産経費」は、区分掲記しております。 ・前期まで区分掲記していた「器具備品賃借料」は、「諸経費」に含めて表示しております。 ・前期まで「雑収入」「雑損失」として表示していたものは、それぞれ「その他営業外収益」「その他営業外費用」として表示しております。
---	--

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第15期 (平成22年3月31日現在)	第16期 (平成23年3月31日現在)																														
※1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">229,597千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">171,926千円</td></tr> <tr> <td>前払費用</td><td style="text-align: right;">52,971千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td style="text-align: right;">265,746千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">78,620千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,080千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">15,052千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	229,597千円	未収投資助言報酬	171,926千円	前払費用	52,971千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	78,620千円	未払費用	5,080千円	その他未払金	15,052千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。 <table> <tr> <td>前払費用</td><td style="text-align: right;">60,402千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">296,706千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">152,956千円</td></tr> <tr> <td>差入保証金</td><td style="text-align: right;">280,262千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">88,132千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">14,956千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td style="text-align: right;">60,986千円</td></tr> <tr> <td>その他固定負債</td><td style="text-align: right;">66,068千円</td></tr> </table>	前払費用	60,402千円	未収運用受託報酬	296,706千円	未収投資助言報酬	152,956千円	差入保証金	280,262千円	未払手数料	88,132千円	その他未払金	14,956千円	未払費用	60,986千円	その他固定負債	66,068千円
未収運用受託報酬	229,597千円																														
未収投資助言報酬	171,926千円																														
前払費用	52,971千円																														
長期差入保証金	265,746千円																														
未払手数料	78,620千円																														
未払費用	5,080千円																														
その他未払金	15,052千円																														
前払費用	60,402千円																														
未収運用受託報酬	296,706千円																														
未収投資助言報酬	152,956千円																														
差入保証金	280,262千円																														
未払手数料	88,132千円																														
その他未払金	14,956千円																														
未払費用	60,986千円																														
その他固定負債	66,068千円																														

※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 169,123千円	建物 187,418千円
器具備品 585,673千円	車両 1,919千円
合計 754,796千円	器具備品 592,884千円
	合計 782,221千円

(損益計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※ 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	※ 1.
取締役 180,000千円 監査役 30,000千円	同左
※ 2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	※ 2.
	同左
※ 3.	※ 3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。
—	
※ 4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。	※ 4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。
器具備品 2,957千円	建物 8,300千円
ソフトウェア 333千円	器具備品 8,461千円
合計 3,290千円	合計 16,762千円

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。	1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。
①前事業年度末発行済株式総数	①前事業年度末発行済株式総数
普通株式 108,448株	普通株式 108,448株
②当事業年度末発行済株式総数	②当事業年度末発行済株式総数
普通株式 108,448株	普通株式 108,448株
③当事業年度に増加または減少した発行済株式数	③当事業年度に増加または減少した発行済株式数
なし	なし

2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項
①配当金支払額 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成21年3月31日 効力発生日 平成21年6月26日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成22年6月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成22年3月31日 効力発生日 平成22年6月25日	①配当金支払額 平成22年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成22年3月31日 効力発生日 平成22年6月25日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成23年6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成23年3月31日 効力発生日 平成23年6月27日

(リース取引関係)

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																								
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>10,400</td><td>8,365</td><td>2,035</td></tr></table> ②未経過リース料期末残高相当額		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	10,400	8,365	2,035	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>3,237</td><td>2,461</td><td>776</td></tr></table> ②未経過リース料期末残高相当額		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	3,237	2,461	776
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	10,400	8,365	2,035																						
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	3,237	2,461	776																						

1 年内	1,329千円	1 年内	342千円
1 年超	804千円	1 年超	462千円
合計	2,134千円	合計	804千円
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	2,169千円	支払リース料	1,383千円
減価償却費相当額	1,979千円	減価償却費相当額	1,258千円
支払利息相当額	103千円	支払利息相当額	53千円
④減価償却費相当額の算定方法		④減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		同左	
⑤利息相当額の算定方法		⑤利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		同左	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料期末残高相当額		—	
1 年内	510千円		
1 年超	-		
合計	510千円		

（金融商品関係）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	7,338,891	7,338,891	—
②有価証券			
満期保有目的の債券	4,009,955	4,026,820	16,864
其他有価証券	3,499,200	3,499,200	—
③投資有価証券			

満期保有目的の債券	10,550,685	10,662,050	111,364
その他有価証券	7,773,922	7,773,922	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,338,891	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	—	—
(1) 国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
その他（注）	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
合計	17,138,891	13,990,445	1,123,345	1,000

（注）譲渡性預金と投資信託受益証券であります。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則の

ほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金・預金	6,270,894	6,270,894	—
②有価証券			
満期保有目的の債券	4,028,251	4,044,880	16,628
その他有価証券	6,994,842	6,994,842	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,512,627	10,567,760	55,132
その他有価証券	6,341,364	6,341,364	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,270,894	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	—	—
(1) 国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	8,732,095	2,405,100	1,236,025	—
その他(注)	8,732,095	2,405,100	1,236,025	—
合計	19,002,989	12,805,100	1,236,025	—

（注）譲渡性預金、投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	12,539,527	12,670,410	130,882
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	12,539,527	12,670,410	130,882
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	2,021,114	2,018,460	△2,654
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,021,114	2,018,460	△2,654
合計		14,560,641	14,688,870	128,228

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	999,729	999,800	71
	①国債・地方債等	999,729	999,800	71
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	3,410,636	4,408,424	997,787
	小計	4,410,365	5,408,224	997,858
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	1,999,408	1,999,400	△8
	①国債・地方債等	1,999,408	1,999,400	△8
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	4,083,982	3,274,650	△809,331
	小計	6,083,391	5,274,050	△809,340
合計		10,493,756	10,682,275	188,518

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,269,047	123,026	424,493

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）において、有価証券について118,045千円（その他有価証券の投資信託受益証券118,045千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,507,839	12,583,440	75,600
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	12,507,839	12,583,440	75,600
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,033,039	2,029,200	△3,839
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,033,039	2,029,200	△3,839
合計		14,540,878	14,612,640	71,761

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	5,493,181	5,495,142	1,961
	①国債・地方債等	5,493,181	5,495,142	1,961
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	2,608,636	3,659,502	1,050,865
	小計	8,101,818	9,154,645	1,052,826
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	999,761	999,700	△61
	①国債・地方債等	999,761	999,700	△61
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	3,835,995	3,181,862	△654,133
	小計	4,835,756	4,181,562	△654,194
合計		12,937,574	13,336,207	398,632

（注1）譲渡性預金、投資信託受益証券、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資等であります。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
561,210	35,991	17,676

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について5,706千円（その他有価証券の投資信託受益証券5,706千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成22年3月31日現在）

(1)退職給付債務 537,616千円

(2)退職給付引当金 537,616千円

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用 110,011千円

(注) 勤務費用には退職金（「諸経費」）1,007千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）41,273千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金64,509千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1)退職給付債務	644,223千円
-----------	-----------

(2)退職給付引当金	644,223千円
------------	-----------

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1)勤務費用	130,059千円
---------	-----------

(2)退職給付負担金	33,151千円
------------	----------

(3)合計 163,211千円

(注) この他、福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金43,211千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第15期 (平成22年3月31日現在)	第16期 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) 繰延税金資産 賞与引当金 200,962千円 未払事業税 21,062千円 その他 32,093千円 繰延税金資産合計 254,117千円 繰延税金負債 有価証券評価差額 28千円 その他 97千円 繰延税金負債合計 125千円 繰延税金資産の純額 253,992千円 (固定資産) 繰延税金資産 退職給付引当金 215,046千円 役員退職慰労引当金 5,185千円 税務上の繰延資産償却超過額 6,611千円 投資有価証券評価損 695,776千円 投資有価証券評価差額 327,794千円 その他 5,018千円 小計 1,255,430千円 評価性引当額 △126,659千円 繰延税金資産合計 1,128,770千円 繰延税金負債 特別分配金否認 63,801千円 投資有価証券評価差額 399,115千円 繰延税金負債合計 462,916千円 繰延税金資産の純額 665,854千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産) 繰延税金資産 賞与引当金 221,131千円 未払事業税 18,935千円 その他 55,977千円 繰延税金資産合計 296,044千円 繰延税金負債 有価証券評価差額 784千円 繰延税金負債合計 784千円 繰延税金資産の純額 295,260千円 (固定資産) 繰延税金資産 退職給付引当金 257,689千円 役員退職慰労引当金 4,510千円 税務上の繰延資産償却超過額 5,310千円 投資有価証券評価損 539,831千円 投資有価証券評価差額 261,653千円 その他 30,323千円 小計 1,099,317千円 評価性引当額 △120,282千円 繰延税金資産合計 979,034千円 繰延税金負債 特別分配金否認 58,098千円 投資有価証券評価差額 420,346千円 繰延税金負債合計 478,445千円 繰延税金資産の純額 500,589千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左
--	---

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,096,879

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有 90.00%	兼任5 出向3 転籍4	営業取引	運用受託報酬の受取	962,342	未収運用受託報酬	229,597
								投資助言報酬の受取	734,939	未収投資助言報酬	171,926

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。

4. 運用受託報酬の受取962,342千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬738,747千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区	4,000	システムサービス	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	307,154	その他未払金	31,915

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府大 阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直 接所有 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	1,352,450	未収運用受 託報酬	296,706
								投資助言報酬 の受取	697,329	未収投資助 言報酬	152,956

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

(1株当たり情報)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	335,450円49銭	1株当たり純資産額	339,466円90銭
1株当たり当期純利益金額	4,654円56銭	1株当たり当期純利益金額	4,031円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	504,778千円	437,174千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株主に係る当期純利益	504,778千円	437,174千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,915,645
有価証券	14,510,640
未収委託者報酬	1,693,267
未収運用受託報酬	901,745
未収投資助言報酬	165,835
繰延税金資産	189,016
その他	302,313
流動資産合計	19,678,463
固定資産	
有形固定資産	※1 292,426
無形固定資産	1,357,827
投資その他の資産	
投資有価証券	17,148,577
繰延税金資産	707,428
その他	284,450
投資その他の資産合計	18,140,456
固定資産合計	19,790,709
資産合計	39,469,173
負債の部	
流動負債	
未払運用委託報酬	450,621
未払投資助言報酬	132,217
その他未払金	115,419
未払費用	112,560
未払法人税等	68,119
前受投資助言報酬	70,455
賞与引当金	332,982
その他	881,810
流動負債合計	2,164,186
固定負債	
退職給付引当金	704,019
役員退職慰労引当金	11,725
その他	35,575
固定負債合計	751,320
負債合計	2,915,506

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	17,743,435
利益剰余金合計	18,423,242
株主資本合計	36,705,082
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△151,415
評価・換算差額等合計	△151,415
純資産合計	36,553,666
負債・純資産合計	39,469,173

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	5,305,764
運用受託報酬	1,962,058
投資助言報酬	364,956
業務受託料	23,550
営業収益計	7,656,329
営業費用	3,846,408
一般管理費	※1 3,379,396
営業利益	430,524
営業外収益	※2 74,967
営業外費用	※3 6,666
経常利益	498,825
特別利益	※4 25,290
特別損失	※5 95,074
税引前中間純利益	429,041
法人税、住民税及び事業税	38,652
法人税等調整額	136,758
法人税等合計	175,410
中間純利益	253,630

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
---	--

株主資本	
資本金	
前期末残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	
前期末残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	139,807
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	
前期末残高	70,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	70,000
別途積立金	
前期末残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	17,625,364
当中間期変動額	
剰余金の配当	△135,560
中間純利益	253,630
当中間期変動額合計	118,070
当中間期末残高	17,743,435
利益剰余金合計	

前期末残高	18,305,171
当中間期変動額	
剰余金の配当	△135,560
中間純利益	253,630
当中間期変動額合計	118,070
当中間期末残高	18,423,242
株主資本合計	
前期末残高	36,587,011
当中間期変動額	
剰余金の配当	△135,560
中間純利益	253,630
当中間期変動額合計	118,070
当中間期末残高	36,705,082
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	227,494
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△378,910
当中間期変動額合計	△378,910
当中間期末残高	△151,415
評価・換算差額等合計	
前期末残高	227,494
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△378,910
当中間期変動額合計	△378,910
当中間期末残高	△151,415
純資産合計	
前期末残高	36,814,506
当中間期変動額	
剰余金の配当	△135,560
中間純利益	253,630
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△378,910
当中間期変動額合計	△260,839
当中間期末残高	36,553,666

（重要な会計方針）

項目	第17期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

	時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（注記事項）

〔中間貸借対照表関係〕

第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	780,433千円

[中間損益計算書関係]

第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
※ 1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	46,609千円
無形固定資産	266,699千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
有価証券利息	43,968千円
受取配当金	23,038千円
受取利息	1,567千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	5,821千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	25,290千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	1,778千円
投資有価証券償還損	87,378千円
事故損失賠償金	30千円
固定資産除却損	
器具備品	5,887千円

[中間株主資本等変動計算書関係]

第17期中間会計期間
 (自 平成23年4月1日
 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項
 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成23年3月31日	平成23年6月27日

[リース取引関係]

第17期中間会計期間
（自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日）

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 （器具備品）	千円 862	千円 330	千円 532

② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1 年内	171千円
1 年超	375千円
合計	547千円

③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	268千円
減価償却費相当額	244千円
支払利息相当額	11千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当取引はありません。

〔金融商品関係〕

第17期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日（中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金・預金	1,915,645	1,915,645	—
②有価証券			

満期保有目的の債券	4,014,240	4,028,080	13,839
その他有価証券	10,496,400	10,496,400	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,017,242	11,074,340	57,097
その他有価証券	6,063,834	6,063,834	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、中間決算日の市場価格等によっております。

(注2) 非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

[有価証券関係]

第17期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	13,520,429	13,592,830	72,400
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	13,520,429	13,592,830	72,400
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	1,511,053	1,509,590	△1,463
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,511,053	1,509,590	△1,463
合計		15,031,482	15,102,420	70,937

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
--	----	--------------	------------------------	------------

中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	6,992,009	6,997,350	5,341
	①国債・地方債等	6,992,009	6,997,350	5,341
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	2,572,596	3,199,499	626,903
	小計	9,564,605	10,196,849	632,244
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	3,499,245	3,499,050	△195
	①国債・地方債等	3,499,245	3,499,050	△195
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	3,714,015	2,864,335	△849,679
	小計	7,213,260	6,363,385	△849,875
合計		16,777,865	16,560,234	△217,630

（注1）投資信託受益証券、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資等であります。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

[デリバティブ取引関係]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	1,067,973

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[1株当たり情報]

	第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	337,061円69銭
1株当たり中間純利益	2,338円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	253,630千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	253,630千円
期中平均株式数	108千株

[重要な後発事象]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

該当事項はありません。

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成23年9月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成23年9月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（平成23年9月末現在）

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
宇都宮証券株式会社	301百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
丸福証券株式会社	852百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月28日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小暮 和 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月10日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩 本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明日の日本（ジャパンエクイティファンド）の平成23年7月1日から平成23年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明日の日本（ジャパンエクイティファンド）の平成23年11月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。